職員四体の行う文形に関する

職員四体の行う名形に肉する條例を次のように定める

那和二十九年一月二十一日提出 三朝町長 坂 出

雅

臺門 凯登日

議長 天野廉

朝 町 仭 庚

۶ 犮 オ κ

团 个

3 A 左 目房は 的 と項方 する公 3. 规粉 定員 行 八 法 基田 专和 友 Ð ド 六

闵

u

定う

'n.

び職局 定 囲 犮 涉 ŧ 4 有 Э 2 て 周 IŦ 文 麥 τ 直 痃 ĸ 理

J

交涉 为 F n it 昁 戚 秉 床 岡 韌 倴 瑡 傗 哥 **ד** Бŋ 汝 'n Ľ 的 互 ۳. ĸ 妨 ٤ ij Ħ Ţį 13 ð ĸ Z 靕 Ø, 刷 ĸ 饤 ĸ **ም** h 1) な 7 ŧţ 交 涉

涛 あ 7 儘 正与 職 贾 滅 페 交 代 农 ø 数 Ŧ 查 宜 舺 阪 す る Z ٦ T

涉文 (T 務 な ij F す Ż Ŀ Ø T\$ ٠١) う

ĸ

钉

b.

ηħ

K.

な

₹